

第 I 部

農村社會階層

第1章

農村開発における上層土地所有農の役割 ——日本とインドネシアの比較——

はじめに

発展途上国の農村開発におけるキイ・イッシュの一一つは、その主要な担い手を農村のなかのどのようなグループ、階層の人々に求めるかという問題である。その場合にまず検討の対象とされるべきなのは、土地などの資源に対する所有権や利用機会の点でほかよりも恵まれた地位にあり、社会的にも農村のなかで指導的地位にあるとみなされているような上層村民である。一般に、このような上層村民は、在地における農村開発の主導的な担い手となる高い潜在力をもつと考えられる。だが同時に、既得権益や既存の社会秩序に対する執着が、農村開発に伴う、もしくはその前提となる社会変革の過程に対する彼らの頑強な抵抗を引き起こすこともありうる。このように、上層村民の存在は、農村開発の過程において積極的な促進要因として機能することもあれば、逆にそれを阻害する否定的要因として現れる場合もある。その様子は、農村内部の社会構造と農村をとりまく社会体制全体のあり方に応じ、地域によりまた時代により、さまざまに変容する。インドネシアの場合についてこの問題に、近代日本の歴史的経験と対比しながら概論的考察を加えることが本章の目的である。

ただし、数百に及ぶ多様な民族集団から構成されるインドネシアの農村社会について、ただちに一般的考察を加えることはおよそ不可能であるから、

ここではまず農村人口の過半が集中するジャワに限って検討する。また、日本については、工業化と資本主義的経済発展が始動する明治期から、戦後の農地改革による地主制の消滅までの時期を問題にする。農地改革以後の日本では、高度経済成長に伴う農業従事者の激減と都市化の進行により、農村問題の性質がそれ以前とは大きく様変わりした。インドネシアでも1980年代後半から加速化した工業化により、国民経済における農業の相対的地位は逐次低下するとともに、都市人口は急増の一途をたどっている。しかし、農業従事者と農村居住者の絶対数は減少の局面に至っておらず、なお増加しつつある。就業人口の構成比の比較からみるかぎり、現在のインドネシアはなお戦前期の日本と類比可能な状態にある。これが日本についての考察の範囲を農地改革以前の時期に限定する理由である⁽¹⁾。

なお、概論的考察を目的とする本章では、問題の輪郭を素描することに課題を限定し、具体的な事例による実証的考察には深入りしない。また、参考文献の提示も最小限にとどめることにする。

第1節 日本の場合

1. 資本主義発展始動期の上層農

維新の変革を経て日本経済の資本主義的発展が始動する明治前期の農村において、一般に「豪農」と称される上層土地所有農民が、農業をはじめとする諸地方産業の発展に大きな役割を演じたことは、研究史上広く承認されている。豪農の歴史的起源は江戸時代に遡る。豪農層形成の系譜と経緯は決して一様ではないが、その多くは幕藩体制下の「本百姓」層が、さまざまな経路による土地所有の兼併・集中の進展により分解過程をたどり、家族労働力により經營可能な規模を大きく超える農地を保有する上層村民を分出させたことによって形成された。豪農についての先駆的研究を残した藤田五郎の規

定によればそれは、(1)再版農奴主的側面、(2)寄生地主的側面、(3)農村ブルジョア的側面、の三つの異なる性格を同時にあわせもつ社会層であった(藤田五郎『近世経済史の研究』御茶の水書房、1971年)。

殖産興業を目指す明治政府にとって、豪農層を支配体制のなかに取り込みその力を活用することは必要不可欠であった。それどころか、明治前期の農業発展の過程において豪農層のイニシアティブは、政府が上から展開した政策以上に重要な役割を果たした。すでに幕末期から全国各地の豪農は、いわゆる地主手作経営の主体として農業技術の改良や商品作物の導入などに先駆的役割を演じ、時代を先取りするブルジョア的性格を強めていた。明治期に入り政府の勧農政策による奨励ともあいまって、農業発展における豪農層の積極的役割はいっそう重要性を増す。稻作品種改良、金肥の増投、塩水選・短冊苗代などによる集約栽培、短床犁による畜力耕の普及などを柱とするいわゆる明治農法の確立と普及は、豪農層自身の努力とイニシアティブによるところが大きかった。この農法変革による農業生産力の向上は、その後の資本主義発展の土台を提供するうえで大きな意義をもつものであった。

豪農(およびこれと社会的基盤を共有する「豪商」)はまた、地方における第二次、第三次産業の発展においても重要な役割を演じた。織物・製糸、酒造、製茶などの諸産業の振興の担い手はもっぱら彼らであり、それによって可能となった輸入代替と輸出の拡大がその後の経済発展に大きく寄与したことはいうまでもない。

2. 村落と地主

豪農の多くはまた、地方の名望家として、農村社会における指導的階層を形成した。周知のように、近世以降の日本の農業集落は、土地所有に基づく階層格差を内包しつつも構成員としての各農家に同質の権利義務を分与する地縁的な「いえ連合」としての村落=「むら」に編成されてきた。地主=豪農の農村におけるリーダーシップもまた、この村落社会秩序の内部で、その

規制に服しながら發揮された。あとで述べるように、明治末期から豪農は農村ブルジョア的進取性を失い、しだいに農業生産からも遊離して寄生地主的性格を強めていくが、この段階に至っても村落社会のなかでの彼らの社会的リーダーシップが一挙に失われていくわけでは決してなかった。そのことは、やはり19世紀末から20世紀初めにかけて全国に普及していく「産業組合」=初期農協の組織における彼らの役割からも検証される。

産業組合は「むら」を単位とし、その自治的公権力的性質と組織的規制力に依拠しながら、外部の商業資本・金貸し資本による支配を排除し主として流通・信用の分野で農家経済を防衛するための組織であった。その先駆的形態はすでに19世紀末から存在したが、1900年の産業組合法制定を経て1910～20年代には政府による保護育成政策の支援も受け各地に普及していく。初期の産業組合の創設と運営に携わったのは、ほとんどの場合、在村の地主層であった。昭和期に入ると、恐慌下の農村経済更正運動の展開のもとで産業組合は自作・自小作中層をも含む組織として拡大をとげるが、地主や上層農もまたそのなかにとどまり、組合組織の基盤をなす「むら」社会の規制に服しつづけた。総じて、近代日本の農村社会における「むら」の統制力は地主層の個別利害の貫徹を抑え込むほどに強力であり、地主のリーダーシップもまた、彼らが「むら」の利害の代弁者として振る舞うかぎりにおいて社会的に承認されたのであった。

3. 寄生地主化と小作争議

20世紀に入る頃から、旧豪農層の農業生産からの遊離と寄生地主化の傾向が目立ち始める。その原因是、経済発展による都市での雇用の拡大がもたらした農業労働賃金の高騰と、米価の上昇と地租の据え置きによる地主小作料収入の増大である。このため、幕末から明治初期にかけて発達した地主手作経営は、減少・消滅の道をたどることとなった。生産過程から遊離した不耕作地主としての彼らは、産業組合などを基盤とする米穀販売業者としてもつ

ばら流通過程にのみ関心を寄せる金利生活者的存在へと変質していったのである。

他方、地主が生産から遊離するのと裏腹に、小作人側は次第に経営者的自立性を高めていった。この傾向は、時期的には第一次大戦と戦後恐慌を経た1920年代から、また地域的には商業化先進地域である西日本で特に著しかった。22年の日本農民組合結成を端緒として小作農民の組織的結集も急速に進み、小作料減免を要求する小作争議が西日本を中心に頻発するようになった。

昭和恐慌下の1930年代に入ると、小作争議は激増する。この時期の小作争議の特徴は、争議多発地域が西日本の先進地帯から東日本の後進地帯に移動したこと、また争議の要求内容が地主の土地取り上げ攻勢に対抗する耕作権防衛へと変わったことである。東日本では在村の耕作地主の比率がなお高く、恐慌下で彼らの受けた経済的打撃も大きかったので、小作争議はいっそう深刻なものとなる傾向が強かった。

しかし、社会運動全般に対する厳しい弾圧が行われるなかで小作農民運動に対する封殺も進み、戦時色の強まりつつあった1930年代末には組織的農民運動はほぼ壊滅状態となった。

4. 国家と地主

明治初期の豪農層は、地租改正反対運動や自由民権運動への加担に示されるように、ときの政府と鋭く対立する政治的動きに出る場合もあった。しかし、地方における政治・社会秩序の維持の要たるべき名望家層として、また草の根における殖産興業＝経済開発の担い手としての彼らの役割はきわめて重要であり、国家もまた彼らと協調し彼らを支配体制のなかに取り込むことに関心を払いつづけた。

寄生地主への転化傾向を強めたのちも、上層土地所有者たちの農村社会でのヘゲモニーは維持された。彼らは村役人などの地位につくとともに、農会、産業組合などの組織の主導権を握った。また、政友会(1900～40年)などの有

力政党の地方における支持基盤を形成して支配体制全体の強固な一翼を担った。

地主制下の小作農民の低所得水準は安価な工業労働力の供給を保障し、地租による財政収入は国家による上からの殖産興業政策の実行を可能にした。この意味でも、地主層は初期の資本主義発展の強力な支柱としての役割を果たした。

しかし、第一次大戦以後工業化と資本主義の発展が進んだ段階に入ると、地主と資本、国家の関係には大きな変化が生じ始める。安価な植民地産米の移入による低米価水準を望む都市の資本と高米価を利益とする農村の地主との間には画然たる利害対立が生じた。都市における低所得雑業層の形成は、農村からの出稼ぎ労働力への工業の依存をしだいに軽減させた。財政収入における地租の比重も低下していった。また、小作争議を中心とする農民運動の台頭を前に、国家は一方でその政治的抑圧に乗り出すとともに、小作関係調整と自作農創設へ向けた政策を指向するようになる。

1930年代に入ると、いわゆる農村経済更正運動のもとで、自小作中農層の体制への取り込みが進み、地主層のヘゴモニーは次第に後退した。さらに戦時下での食糧管理政策の導入と並行する小作料統制などの政策のもとで、地主層の力は大幅に削減されていった。

5. 農地改革と地主層の消滅

戦時下で制定された「農地調整法」(1938年4月)、「小作料統制令」(39年12月)などの措置により、地主層に対する国家の統制は大きく強められた。しかし、地主制そのものの解体は、第二次大戦後の連合軍占領下での農地改革、それもアメリカのイニシアティブのもとで実施されたいわゆる第二次農地改革(46~48年)により初めて現実のものとなった。終戦直後の45年末に「農地調整法」改正法として議会を通過したいわゆる第一次農地改革案は、在村地主の保有限度を全国平均5ヘクタールとするなど微温的なものであったため

に連合軍の拒絶によって流産した。連合軍の強力な指導のもとで46年10月に「自作農創設特別措置法」、「農地調整法」改正法として法制化された第二次農地改革案では、在村地主の貸付地保有限度を1ヘクタール（北海道では4ヘクタール）とし、この限度を超える部分を国家が強制買収し小作農に売却するという原則が示され、以後2年間でこれに基づく改革が断行された。その結果、旧来の小作地総面積約250万ヘクタール（水田総面積の5割以上、畠地総面積の4割弱）のうちほぼ8割が解放され、旧小作人の所有地へ転換された。改革前に全農家の3割に満たなかった自作農の比率は55%に増大する一方、農地をまったく所有しない純小作農の比率は28%から8%へと激減した。改革後全農地の13%程度にまで減少した小作地についても、小作料負担は軽減され小作側の耕作権は強化された。

こうして、日本農村における地主支配のシステムは解体され、上層土地所有層はその歴史的役割を終えることになったことは、周知のとおりである。

第2節 インドネシアの場合

1. 地主制の未発達と農業賃労働の普及

インドネシア（ジャワ）には、日本の豪農や地主に類する上層土地所有農民は存在するだろうか。まず、このことが問われなければならない。表1、2が示すように、農業センサスの数字によれば、インドネシアの農家の大多数は経営規模1ヘクタール未満の零細層に属している。しかし、各層の経営面積合計値から計算すると、全国では74%，ジャワ3州では52%の農地が経営規模1ヘクタール以上の上層農家によって保有されており、それなりの階層格差が存在することが読みとれる。ただし、同じ農業センサス（1983年）の別のデータから計算すると、全経営面積に占める小作地の比率は、全国で14%，ジャワでも20%であるから、その比率は農地改革以前の日本に比べればずつ

表1 経営規模別食糧生産農家数（全国）

農地経営規模 (ha)	1973年農業センサス		1983年農業センサス	
	食糧生産農家数 (1,000)	経営面積合計 (1,000ha)	食糧生産農家数 (1,000)	経営面積合計 (1,000ha)
<0.20	2,283(15.9)	294(2.1)	1,932(12.1)	262(1.6)
0.20~0.39	3,228(22.5)	926(6.5)	3,486(21.9)	980(5.9)
0.40~0.59	2,260(15.7)	1,103(7.8)	2,601(16.3)	1,263(7.6)
0.60~0.99	2,343(16.3)	1,781(12.6)	2,463(15.5)	1,852(11.1)
1.00~1.99	2,598(18.1)	3,397(24.0)	3,166(19.9)	4,071(24.4)
2.00~3.99	1,189(8.3)	3,057(21.6)	1,670(10.5)	4,200(25.2)
≥4.00	472(3.3)	3,611(25.5)	609(3.8)	4,062(24.3)
合 計	14,374(100.0)	14,168(100.0)	15,927(100.0)	16,689(100.0)

(注) かっこ内は比率(%)。

(出所) *Sensus Pertanian 1983: Seri B*, Jakarta: Biro Pusat Statistik, 1985, p. 4のデータから計算。

表2 経営規模別食糧生産農家数（ジャワ3州）

農地経営規模 (ha)	1973年農業センサス		1983年農業センサス	
	食糧生産農家数 (1,000)	経営面積合計 (1,000ha)	食糧生産農家数 (1,000)	経営面積合計 (1,000ha)
<0.20	1,736(20.9)	224(4.2)	1,566(17.4)	213(3.6)
0.20~0.39	2,302(27.7)	662(12.5)	2,594(28.8)	730(12.3)
0.40~0.59	1,422(17.1)	693(13.1)	1,641(18.2)	793(13.3)
0.60~0.99	1,358(16.4)	1,032(19.5)	1,491(16.6)	1,121(18.9)
1.00~1.99	1,086(13.1)	1,422(26.8)	1,250(13.9)	1,619(27.2)
2.00~3.99	324(3.9)	828(15.6)	390(4.3)	989(16.6)
≥4.00	72(0.9)	444(8.4)	81(0.9)	482(8.1)
合 計	8,300(100.0)	5,305(100.0)	9,012(100.0)	5,948(100.0)

(注) かっこ内は比率(%)。

(出所) *Sensus Pertanian 1983: Seri B. 09, 10, 12*, Jakarta: Biro Pusat Statistik, 1986のデータから計算。

と低い（この計算方法については、この章の最後の補論を参照）。

全体に日本以上に規模零細であること、地主小作関係の展開の度合いがかつての日本よりは限られていることが、農家経営規模の統計が物語るインドネシアの特徴である。しかし、それにもまして注目しなければならないのは、すでに繰り返し指摘されてきたことであるが、インドネシア農村居住世帯に占める土地なし世帯の比率の高さである（表3）。これは特にジャワで目立っている。

農村の土地なし世帯の多くは、生計を農業賃労働収入に依存している。筆者自身の農村調査報告を含め⁽²⁾、数多くの実態調査が明らかにしているように、ジャワでは零細農家といえども、農作業のすべてを自家労働によって処理するのではなく、隨時賃労働を雇用する傾向が強い。かつての日本農村における「結い」、「手間替え」にあたる相互扶助の慣行もかつてはみられたが、現在では多くが賃労働に代替されている⁽³⁾。地主的土地位所有が比較的未発達である反面、土地なし層の農村滞留を基盤とする農業賃労働の慣行が広範に普及していることが、戦前日本と比べたジャワの農業の顕著な特徴である。

表3 農地なし世帯数推計（1983年）

地 域	農村世帯数 (A) (1,000)	農地保有世帯数 (B) (1,000)	農地なし世帯数 (C)=(A-B) (1,000)	農地なし世帯の 比率 C/A (%)
スマトラ	4,526	3,546	981	21.7
ジャワ	15,793	10,516	5,277	33.4
バリ、ヌサテンガラ、 東チモール	1,586	1,228	358	22.6
カリマンタン	1,107	876	230	20.8
スラウェシ	1,715	1,325	390	22.7
マルク、イリアンジャヤ	385	327	58	15.1
全 国	25,111	17,818	7,294	29.1

（出所） *Sensus Pertanian 1983: Seri B*, Jakarta: Biro Pusat Statistik, 1985, p. 20のデータから計算。

だが、地主制の未発達は、上層土地所有農の不在を意味するわけではない。いくつかの事例調査や地方での見聞を総合すると、商業的米作が行われる西部ジャワの北海岸地方や、砂糖きび、タバコなど有力な商品作物の生産が盛んなスラバヤ以東の東部ジャワ地方には、数十ヘクタールの農地を所有する富農層が広範に存在する（後述する土地基本法の規定により1世帯当たりの農地保有限度が制限されているため、これらの富農層はその土地所有の名義を家族のなかで分散させているのが普通である。そのため、公式の土地所有統計ではこれらの階層の存在は検出困難である）。彼らのなかには都市部に居住し寄生地主化した者もみられないわけではないが、大多数は在村地主であり、賃労働を用いて農業経営に従事している。土地を小作に出す場合も、その小作形態は多くの場合刈分小作であり、地主側が経営への関与を保っている場合が多い。つまり、その存在形態は、明治初期の日本でみられた手作経営地主と似通った面が多い。

中部ジャワの南海岸地方など、米作の商業化が未発達であったり、有力な商品作物をもたない地方では、土地の兼併による上層土地所有農の形成はあまり進んでいない。反面、これらの地方では、村役人、特に村長による職田保有の制度が発達している。また、農業外収入に依存した農村富裕層の形成がみられる場合も多い。その場合、政府機関など村を超える上級権力とのコネクションが富の形成に大きな役割を果たしている例が多々みられる。

こうしてみると、ジャワの農村富裕層の形成には、土地所有と農業経営の拡大によるものと、官職への接近や農業外収入の拡大によるものという二つの質的に異なる経路がみいだされる。以後、本章では主に前者を念頭において議論を進める。

2. 植民地支配下の上層農

ジャワにおける上層土地所有農形成の歴史的背景は、日本の場合とは大きく異なっている。かつての日本の豪農層は、おおむね幕藩体制期の「本百姓」

層の分解・上昇によって形成された。ジャワで「本百姓」層に比定される階層は、かつてジャワを植民地として支配したオランダの学者たちが「中核村民」(kerndorper)と呼んだ土地もち農民層である（ジャワ語の呼称は、*sikep*, *kuli kenceng*, *gogol*など地方によって異なる）。「中核村民」の歴史的起源はよくわかっていない。この制度が最も典型的な形で発達をとげたのは、19世紀半ばから20世紀初めの時期の中部ジャワと東部ジャワの西半分、つまりジャワ族が農村人口の絶対多数を占める地域である。これらの地方では、耕地の多くが村落の共同所有地となり、その持ち分を割り当てられた上層村民が賦役・地租などの公租公課の負担義務を負うとともに村落の正規構成員としての諸権利を行使した。これが「中核村民」である⁽⁴⁾。

村落の正規構成員としての権利・義務をもつこと、その資格が原則として親から長子へと継承されたことなど、「本百姓」と「中核村民」との間には似通った面がある。しかし、日本の旧村落には耕地共有の慣行は（沖縄を除き）原則として行われず、農地は「いえ」の資産として個別に継承されたのに対して、ジャワでは「いえ」制度はみられず、「中核村民」の保有地はあくまで村落共有地の持ち分にすぎなかった。日本では、明治維新後の地租改正を経て旧「本百姓」の系譜を引く農民の土地保有権は近代民法下の所有権として法認される。しかし、ジャワでは植民地期を通じて農民の土地権は、個別保有地であれ共有地であれ、「国有地」(staats-domein)に対する「占有権」(bezitrecht)としてしか遇されなかった。独立後の土地法改正により「中核村民」制は廃棄され、農民の土地権は所有権(hak milik)に格上げされた。しかし、土地登記によるその法的確定と保護は、今なおごく一部の地域でしか行われていない⁽⁵⁾。

日本では、「本百姓」層の分解過程のなかでその系譜を継承する「豪農」層が形成されたのに対して、耕地共有制に基づくジャワの村落では「中核村民」のなかから土地を兼併して富農層が成長することは困難であった。そのため、上層土地所有農は、耕地共有制が発達した中部ジャワではなく、その外部または縁辺の地域から登場した。その地理的分布が、東部ジャワの東半分や西

部ジャワの一部に偏っているのはこのためである。

製糖業などオランダ資本によるプランテーション型産業を中心とする経済体制の維持にあたった植民地政府は、「中核村民」制を根幹とする村落秩序を極力温存する政策をとった。この秩序の外で成長しようとする上層土地所有農を、植民地政府はしばしば敵視した。商品生産者としての彼らの発展は、プランテーション型産業の利害とさまざまな面で深刻な衝突を引き起こすおそれがあったからである。東部ジャワのいくつかの糖業地域で実施された小農産砂糖きびの買い付け禁止令は、このような敵視による政策の好例である⁽⁶⁾。「殖産興業」をめざす日本の明治政府と豪農・地主層の利害がおおむね親和的であったのとは対照的に、オランダ植民地政府とジャワの富農との関係は緊張に満ちたものであった。

3. 村落と上層農

日本の村落は、幕藩体制期の年貢村請制にみられるように一方では上級権力による農村支配の手段として機能する反面、百姓一揆の多くが村長を指導者とする村ぐるみの蜂起として発生したことから証されるように、農民が権力に抵抗する拠点としても機能した。「いえ」連合の色彩を色濃くもつ日本の近世村落は、土地保有と農家経営の基本単位である「いえ」の私的個別の利害を結集し調整する組織でもあったからこそ、このような村ぐるみの農民の動員をなしえたと考えられる。耕地共有制に基づくジャワの村落においては、このような組織的ダイナミズムは欠けていた。植民地時代のジャワでも、農民の政府権力に対する抵抗運動は頻発した。しかし、村役人層を先頭とする村ぐるみの抵抗という形をとった事例はほとんどみられない。抵抗運動にはっきりした指導者が存在する場合でも、その多くは村の役職とは無縁な人物、とりわけカリスマ的宗教指導者であることが多かった。ほとんどの場合、村役人は政府に対して従順であり、抵抗運動の側からは権力の手先として敵視されることも少なくなかった⁽⁷⁾。

「中核村民」制の外側で成長を遂げた上層土地所有農にとっても、村役人と「中核村民」によって構成された村落の既成秩序は、彼らの私的個別の利害を訴求する場としては役立たない場合が多かったと思われる(ただし、村長が上級権力の忠実な小吏としての性格を色濃くもつ中部ジャワと、土豪的性格を帶びることの多い東部ジャワとでは多少事情が異なる)。時代が下るにつれ、上層土地所有農層からはキヤイ、ハジなどの在地のイスラーム宗教指導者、地方名士が輩出されるようになり、彼らの社会的政治的結集は、地方行政組織ではなく宗教組織を通じてなされる傾向が強まった。ことに、1926年に東部ジャワの首都スラバヤで結成された「ナフダトゥール・ウラマ」(NU)が各地に点在するイスラーム寄宿塾(プサントレン)のネットワークを介して農村部に浸透するにつれ、イスラーム宗教組織と上層土地所有農層の共生関係が強化された。

4. 小作・賃労働制の特質

すでに触れたように、インドネシアの農地に占める小作地の比率は戦前日本よりも低く地主制は概して未発達である。反面、土地なし世帯が多いために、農業賃労働の慣行が発達している。このことは、インドネシア農業の生産関係に、戦前日本とは質的に異なる特徴をもたらしている。

第1に、地主の大半が在村地主であり小作契約の多くが刈分小作であるために、地主の農業生産への関与の度合いが、戦前日本のいわゆる寄生地主の場合よりも一般に高い。反面、農家総数に占める純小作農の比率は低く、しかもその経営的自立性(もしくはその潜在的可能性)はきわめて低い。

第2に、地主、自作、小作の別を問わず雇用労働依存度が高いために、労働供給の面からみた農家経営の自己完結性が、日本の場合に比べてはるかに希薄である。

純小作農が少数である反面で農業労働者が多数存在するために、小作農と農業労働者の間の社会階層的な区別はほとんどみられない。実際には、一方

で小作地を耕すとともに、他方では農業賃労働にも従事する労働者兼小作人的な農業従事者が大量に存在している。制度的にみても、東部ジャワに広くみられるクドカン制(*kedokan*, 投入財の大半と圃場整備を地主側が負担し、耕作者は収量の数分の1を分与される)のように、刈分小作と賃労働の境界線に位置するような慣行が広く行われている。

これは、かつての日本の場合とは違って、土地改革＝小作地の解放による自作農創設政策の適用がインドネシアではきわめて困難であり、かつあまり効果がないことを示唆している。事実、あとで述べるように、1960年代前半に試みられた土地改革の試みは、政治的な要因による挫折という面を割り引いて考えたとしても、ほとんど実効を認めえなかつたのである。この点でインドネシアの状況は、同じ東南アジアでも、例えば地主制が顕著に発達したフィリピンなどの場合とは大きく異なっている。

5. 農村開発における上層土地所有農の役割

プランテーション型産業を基軸に経済が編成された1960年代半ばまでのインドネシアでは、食糧生産農業の振興には特段の政策的手当てが行われず、プランテーション産品の輸出が行われる一方で、大量の米がタイなど大陸部東南アジアの米輸出国から輸入されていた。また、すでに述べたように地主の土地所有規模は概して零細であり、現物小作料として徴収された米の相当部分は自家飯米として市場に出ることなく消費されていた。このような状態では自生的稻作技術革新への誘因は乏しかつたので、明治前期の日本でみられたような、手作地主による下からの農法刷新の動きはなかなか起こらなかつた。

このためインドネシアの上層土地所有農は、主食作物である米以外の各種商品作物、特に砂糖きび、タバコ、果樹などの作物の生産と販売に致富の機会をみいだすことになった。そして、その一部はこれらの商品作物の集荷商業にも進出し、商人資本的な発展の道に踏み出すものもあつた。こうした傾

向は、とりわけ1920年代に目立ち始めた⁽⁸⁾。30年代の不況下でこの動きはいったん頓挫したかにみえたが、独立後の50年代にはふたたび息を吹き返し、上層土地所有農の潜在的活力が、決してうたかたの「バブル」(C・ギアツ)⁽⁹⁾のようなものではないことを如実に示した⁽¹⁰⁾。

彼らのなかには、特に萌芽的輸入代替工業化政策が初めて行われた1930年代以降、織布、バティック、焼物など、農村工業の分野に進出するものも現れた。しかし、都市の商業は華人の圧倒的支配のもとにあったから、彼らは一方で衝突・競合しつつも華人との共存を模索するという立場におかれることになった（植民地時代後期から現在に至るまでインドネシア各地で繰り返されてきた反華僑・華人暴動の背景の一つは、土着系小生産者・小商人層と華僑・華人の経済的利害の衝突である）。

商業的農業、商工業への上層土地所有農の進出は、多くの場合、宗教活動とも結びついた商業的ネットワークの展開と並行して行われた。彼らのなかからは、メッカ巡礼の勤めを果たしてハジの称号を手に入れる者が続出した。また、キヤイと呼ばれるジャワの地方的宗教指導者の大半は、上層土地所有農層から出自している。地方農村社会の社会的宗教的リーダーシップの担い手である点で、彼らは明治期日本の豪農層に類似した位置を占めている。違うのは、植民地期はもとより独立後の現在も、彼らは地方行政機関からは比較的疎遠な位置にいることである。地主層を基盤とする名望家層が村落と地方行政のリーダーをも兼ねる場合が多かった戦前日本とのこの相違は、社会体制全体の構造と国家権力の性格の違いに起因するといえよう。

6. 土地改革と小作農民運動の破綻

1960年の「土地基本法」公布を画期とする土地法改定は、農村の土地制度について、(1)土地賃貸条件の改定によるプランテーション、農民、国家の三者間関係の再調整、(2)ジャワにおける耕地共有制の廃止と旧共有耕地持ち分への所有権(hak milik)付与、(3)耕地所有限度（ジャワの人口稠密地域では1

世帯当たり水田 5 ヘクタール) の設定、の 3 点で大きな変革をもたらそうと意図するものであった⁽¹¹⁾。

こうした立法政策の登場は、独立後の 1950 年代に史上初めて組織的な農民運動が登場し、プランテーション企業（57 年以降国有化が進む）に対する土地利用権をめぐる要求が高まったこと、耕地共有制とそれに伴う労役負担の撤廃を求める声が大きくなつたことと無関係ではなかつた。

1950～60 年代の農民運動についてはモノグラフ的研究が決定的に欠けているので具体例による十分な裏付けは困難であるが、この時期の農民運動の主な担い手は旧「中核村民」を主体とする自作、自小作層であったと考えられる。

1950 年代にはまた、地主に対する小作権の保護要求も高まつた。60 年に公布された「划分小作基本法」は、これに応じる立法措置であった。しかし、地主所有地の没収と配分という意味での土地改革に対する直接的 requirement は、50 年代の農民運動では問題にされなかつた。

この状況は、1960 年代に入り「土地基本法」の施行規則という形で政府が土地改革の実施方針を明示したことと、農民運動に強い影響力をもつ共産党が中国革命をモデルとする農村階級闘争戦略への傾斜を急速に強めたことによつて大きく変わつた。

耕地 1 筆ごとの土地測量と登記、村外所有地の名寄せ、小作農を主体とする村落レベルでの土地改革委員会の設置など、必要な条件を欠いたままで動きだした土地改革政策は、各地で混乱と遅延を引き起しこした。これに対して共産党指導下の農民運動は、地主所有地の実力占拠という超法規的な「一方的行動」(aksi sepihak) によって応じようとした。しかし、旧中国ともかつての日本とも異なり、ジャワの農村には本格的な小作農民運動が成立する条件は欠けていた。このため、階級闘争を意図してとられた「一方的行動」は、上層土地所有農層に強い影響力をもつイスラーム政党・宗教団体への党派的攻撃にすり替わる傾向が強く、階級闘争とは次元の異なる社会的緊張と暴力的抗争を農村に拡大させた。そして、この在野の抗争において共産党は劣勢

に立たされ、1965年9月30日事件以後の争乱のなかで同党が壊滅へと向かう大きな原因の一つを用意する結果となつた⁽¹²⁾。

1960年代後半にスハルト政権が成立するとともに、法律上の規定は残したまま土地改革の実施は事実上棚上げとなり、「划分小作基本法」もまた死文と化していった。

7. 国家と上層農

すでに述べたように、上層土地所有農は植民地期には支配体制にとっていわば異物のような存在であった。独立後には、彼らは主にイスラーム政党や宗教組織を介して支配体制の一翼に参加するようになった。しかし、地方行政組織を牛耳る官僚や軍人の多くは彼らとは異なる都市的階層の出身者によって占められていたから、戦前日本の地主層とは違って、政府と彼らの間にはかなり大きな溝が存在する場合が少なくなかった。このため、インドネシアの上層土地所有農層は、現在に至るまで政治的にはしばしば野党的な立場をとる傾向がみられる。

権力機構への進出を阻まれる一方、経済面では華人との競合のため、商工業の分野への彼らの参入にも高い障壁が存在した。資本家の企業家への上昇の道は、彼らにとってきわめて狭く険しかったのである。他方、戦前日本の豪農層のように脱農し寄生地主化する可能性もまた限られていた。農村に過剰人口と土地なし層が堆積し、安価な雇用労働力のプールを形成している状況では、小作経営の成長と自立の可能性はきわめて薄く、地主が小作農からの地代収入に安住し、その収入により蓄えた資金を農村外に放出する余地は少ないからである。

他方、1960年代末以降の国家レベルでの経済開発の進展は、彼らをとりまく環境を大きく変えた。官僚、華人系を中心とする大企業グループ(いわゆるコングロメラット(konglomerat))、外国資本が主導する各種の開発プロジェクトが地方にまで浸透するにつれ、農村に根を張ってきた上層土地所有農の利

害と衝突を起こすケースが、特に80年代以降に目立って増えてきたことが注目される⁽¹³⁾。

上昇の機会を阻まれてきたとはいえ、彼らが草の根のレベルの有力者として地方社会の底辺を支えてきたという現実には変化がない。一つ一つは些細な規模のものではあっても、地方各地に根を張る彼らの経済的・社会的活動が、全体として農村における雇用を支え民富の形成に寄与してきたことは無視されることはなるまい。上層土地所有農や彼らと系譜をともにする地方の小経営者たちの存在を認知し、彼らのイニシアティブと可能性に十分な目配りを加えた開発計画の策定が、単に治安上政治上の配慮ばかりでなく、持続可能な開発への保障という広い観点からも要請されているように思われる。

結論にかえて

インドネシアの上層土地所有農は、産業資本家への成長も寄生地主への転化の道も閉ざされたまま、半世紀を優に超える期間、いわば草の根に張り付いた手作地主的階層として存続してきた。彼らは反体制的アウトサイダーではないが、与党や官僚機構と密着しているわけでもなく、なかば自立的な在野の社会勢力を形成している。

彼らは、国家を主導する勢力ではないが、さりとて彼らの参加と協力なしには、持続可能な農村開発と地方振興策の実施は困難である。少なくとも、彼らを敵に回すような開発事業の強行は、いたずらに社会不安を煽る結果を招きかねない。

これらの点で、資本主義経済の発展とともに農業離れを強め、農地改革によって社会層としては消滅した戦前日本の地主層や、革命によって一掃された旧中国の地主層とは、彼らの存在様式と役割は趣を異にしているといわねばならない。

[補論] インドネシアの小作農および小作地比率の推計

1983年の農業センサスでは、経営地0.05ヘクタール以上の「食糧生産農家」のうち、A. 自有地のあるもの、B. 借入地のあるもの、C. 貸付地のある

表4 自小作別食糧生産農家分類（1983年、州別）

州	A 自有地 のある 世帯数 (1,000)	B 借入地 のある 世帯数 (1,000)	C 貸付地 のある 世帯数 (1,000)	D 経営地 のある 世帯数 (1,000)	E =D-B 自作 世帯数 (1,000)	F =D-A 小作 世帯数 (1,000)	G =B-F 自小作 世帯数 (1,000)	H =E/D 自作 比率 (%)	I =F/D 小作 比率 (%)	J =G/D 自小作 比率 (%)
アチュー	323	120	22	338	218	15	105	64.4	4.4	31.2
北スマトラ	777	296	49	864	568	87	209	65.8	10.1	24.2
西スマトラ	404	168	27	430	262	26	142	61.0	6.0	33.0
リオウ	190	33	7	194	161	4	29	83.0	1.8	15.1
ジャンピ	186	40	8	194	154	8	32	79.5	4.1	16.4
南スマトラ	425	92	19	450	358	26	66	79.6	5.7	14.7
ブンクル	113	17	3	116	99	3	14	85.6	2.2	12.3
ランブン	597	193	53	641	449	45	148	69.9	7.0	23.0
ジャカルタ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
西ジャワ	2,957	1,151	236	3,167	2,016	210	941	63.6	6.6	29.7
中ジャワ	3,007	1,128	333	3,128	2,000	121	1,007	63.9	3.9	32.2
ジョクジャカルタ	375	131	37	387	256	12	119	66.1	3.2	30.7
東ジャワ	3,325	927	326	3,443	2,516	118	809	73.1	3.4	23.5
バリ	267	123	31	304	181	37	86	59.6	12.2	28.3
西ヌサタンガラ	339	118	39	351	233	12	106	66.5	3.4	30.1
東ヌサタンガラ	418	71	25	440	369	22	48	83.9	5.1	11.0
西カリマンタン	320	64	10	337	273	17	47	81.1	4.9	13.9
中カリマンタン	129	9	1	132	122	2	7	92.8	1.7	5.6
南カリマンタン	261	89	15	283	193	21	68	68.4	7.5	24.1
東カリマンタン	73	5	1	74	70	1	4	93.7	1.3	5.0
北スラウェシ	224	79	13	250	172	27	52	68.5	10.6	20.9
中スラウェシ	171	24	6	173	150	3	21	86.4	1.5	12.1
南スラウェシ	644	280	76	700	420	57	223	60.0	8.1	31.9
東南スラウェシ	124	10	3	126	116	2	8	91.8	2.0	6.2
マルク	143	24	2	153	129	10	15	84.0	6.4	9.6
イリアン・ジャヤ	138	9	2	143	134	5	4	93.4	3.6	3.0
東ティモール	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
全 国 合 計	15,930	5,201	1,343	16,820	11,618	890	4,311	69.1	5.3	25.6

(出所) *Sensus Pertanian 1983: Seri B*, Jakarta: Biro Pusat Statistik, 1985, p. 65のデータから計算。

もの、の世帯数を各州ごとに計上している。これを転記したのが、表4である。この表で「D. 経営地のある世帯」としたのは、農業センサスの調査対象とされた上記「食糧生産農家」の総数にほかならない。これらA～D欄の

表5 自小作別農地面積（1983年、州別）

州	A 自有地面積 (1,000ha)	B 借入地面積 (1,000ha)	C 貸付地面積 (1,000ha)	D 経営地面積 (1,000ha)	E = A - C 自作地面積 (1,000ha)	F = E/(B+E) 自作地比率 (%)	G = B/(B+E) 小作地比率 (%)
アチエー	356	52	14	394	342	86.8	13.2
北スマトラ	786	124	37	873	749	85.8	14.2
西スマトラ	326	76	16	385	310	80.3	19.7
リオウ	480	28	11	497	469	94.4	5.6
ジャンビ	423	31	13	442	411	93.0	7.0
南スマトラ	855	70	23	901	832	92.3	7.7
ブンクル	203	11	4	211	200	94.9	5.1
ランブン	816	105	43	878	772	88.0	12.0
ジャカルタ	—	—	—	—	—	—	—
西ジャワ	1,637	409	114	1,932	1,522	78.8	21.2
中ジャワ	1,671	424	158	1,937	1,513	78.1	21.9
ジョクジャカルタ	212	43	17	238	195	81.9	18.1
東ジャワ	1,886	371	143	2,115	1,744	82.5	17.5
バリ	217	66	24	258	193	74.6	25.4
西ヌサテンガラ	295	59	22	332	273	82.2	17.8
東ヌサテンガラ	691	39	21	710	670	94.4	5.6
西カリマンタン	1,333	47	13	1,368	1,320	96.5	3.5
中カリマンタン	426	9	2	434	424	97.9	2.1
南カリマンタン	284	51	10	325	274	84.4	15.6
東カリマンタン	149	4	1	152	148	97.4	2.6
北スラウェシ	331	50	13	369	318	86.4	13.6
中スラウェシ	372	17	6	384	366	95.5	4.5
南スラウェシ	715	167	54	828	661	79.8	20.2
東南スラウェシ	204	5	2	206	201	97.8	2.2
マルク	377	22	2	397	375	94.5	5.5
イリアン・ジャヤ	165	5	1	170	164	96.9	3.1
東ティモール	—	—	—	—	—	—	—
全 国 合 計	15,211	2,285	762	6,734	14,449	86.3	13.7

(出所) 表4に同じ。

数値から、自作、小作、自小作別世帯数と百分比を筆者が計算したのがE～J欄の数値である。

農業センサスでは、上記「食糧生産農家」の経営地面積を農地面積に等置し、そのうち、A. 自有地、B. 借入地、C. 貸付地に該当する部分の面積を計上している。これを転記したのが、表5である。A～D欄の数値から、自作地面積、自作地比率、小作地比率の3項目を筆者が計算したのが、E～G欄の数値である。

さらに、これら二つの表の州別データを、スマトラ、ジャワ、バリおよび

表6 自小作別食糧生産農家分類（1983年、島嶼別集計値）

地域	A 自有地 のある 世帯数 (1,000)	B 借入地 のある 世帯数 (1,000)	C 貸付地 のある 世帯数 (1,000)	D 経営地 のある 世帯数 (1,000)	E =D-B 自作 世帯数 (1,000)	F =D-A 小作 世帯数 (1,000)	G =B-F 自小作 世帯数 (1,000)	H =E/D 自作 比率 (%)	I =F/D 小作 比率 (%)	J =G/D 自小作 比率 (%)
スマトラ	3,015	958	189	3,227	2,269	213	746	70.3	6.6	23.1
ジャワ	9,663	3,338	931	10,125	6,787	462	2,876	67.0	4.6	28.4
バリ、ヌサテンガラ	1,024	311	94	1,095	784	71	240	71.6	6.5	21.9
カリマンタン	784	167	27	825	658	41	126	79.7	5.0	15.3
スラウェシ	1,162	393	97	1,250	858	88	304	68.6	7.1	24.3
マルク、イリアンジャヤ	281	34	4	296	263	15	19	88.6	5.1	6.4
全 国	15,930	5,201	1,343	16,820	11,618	890	4,311	69.1	5.3	25.6

(出所) 表4から計算。

表7 自小作別農地面積（1983年、島嶼別集計値）

地域	A 自有地面積 (1,000ha)	B 借入地面積 (1,000ha)	C 貸付地面積 (1,000ha)	D 経営地面積 (1,000ha)	E =A-C 自作地面積 (1,000ha)	F =E/(B+E) 自作地比率 (%)	G =B/(B+E) 自小作地比率 (%)
スマトラ	4,245	496	160	4,581	4,085	89.2	10.8
ジャワ	5,406	1,247	431	6,222	4,974	80.0	20.0
バリ、ヌサテンガラ	1,204	164	68	1,300	1,136	87.4	12.6
カリマンタン	2,193	111	26	2,278	2,167	95.1	4.9
スラウェシ	1,622	239	75	1,786	1,547	86.6	13.4
マルク、イリアンジャヤ	542	27	3	566	539	95.2	4.8
全 国	15,211	2,285	762	16,734	14,449	86.3	13.7

(出所) 表5から計算。

ヌサテンガラ, カリマンタン, スラウェシ, マルクおよびイリアン・ジャヤの六大地域別にまとめ直したのが, 表6, 7である。

ただし数年前に別稿でも指摘したことだが, 農業センサスの数字の信頼性にはかなり疑問の余地がある⁽¹⁴⁾。表4～7の数値も, あくまで一つの目安として提示するものである。

[注] —————

- (1) 以下, 日本についての記述は主として, 下記の2著作に学んだ結果を筆者なりにまとめたものである。原著者に感謝すると同時に, ありうべき過ちの責任はすべて筆者にあることをお断りする。伝田功『豪農』教育社歴史新書, 1978年／暉峻衆三編『日本農業史——資本主義の展開と農業問題』有斐閣選書, 1981年。
- (2) 加納啓良『パグララン——東部ジャワ農村の富と貧困』アジア経済研究所, 1979年／同『サワハン——「開発」体制下の中部ジャワ農村』アジア経済研究所, 1981年／同編『中部ジャワ農村の経済変容——チョマル郡の85年』東京大学東洋文化研究所および東京大学出版会, 1994年, など。
- (3) このような変化は植民地期からすでに進行していた。例えば, 東ジャワの一地方についての次の報告を参照。G. H. van der Kolff, *The Historical Development of Labour Relationships in a Remote Corner of Java as They Apply to the Cultivation of Rice*, New York: Institute of Pacific Relations, 1936.
- (4) 「中核村民」の概念を定着させたのは, オランダにおけるインドネシア慣習法研究の始祖ファン・フォレンフォーフェンである。C. van Vollenhoven, *Het adatrecht van Nederlandsch-Indië* [蘭領インドの慣習法], Leiden: E. J. Brill, 1918, p. 527 et passim. またこの制度の実態そのものについての詳細な情報を最初に組織的に収集したのは, 19世紀後半の下記の著名な調査報告書である。*Eindresume van het bij gouvernement besluit dd. 10 Juli 1867 No. 2 bevolen onderzoek naar de rechten van den inlander op den grond op Java en Madoera* [ジャワ・マドゥラの現地人土地権につき1867年7月10日付政府決定第2号により命じられた調査の最終提要], 3 vols., Batavia: Ernst & Co., 1876, 1880, 1896.
- (5) 下記をも参照。水野広祐「インドネシアにおける土地権転換問題——植民地期の近代法土地権の転換問題を中心に」(水野広祐・重富真一編『東南アジアの経済開発と土地制度』アジア経済研究所, 1997年) 115～154ページ。
- (6) 次を参照。加納啓良「ジャワのヨーマンリー?——農民甘蔗作発展史序説」

- (秋元英一・廣田功・藤井隆至編『市場と地域——歴史の視点から』日本経済評論社, 1993年) 83~110ページ。
- (7) 加納啓良「近代アジアの社会変容——ジャワ, 台湾の糖業を事例として」(土屋健治編『講座現代アジア1 ナショナリズムと国民国家』東京大学出版会, 1994年) 134~135ページ。
 - (8) 砂糖きび栽培を行う東ジャワのマラン地方の上層土地所有農の事例については、特に次の二つの文献で詳細な記述と分析がなされている。G. H. van der Kolkff, *Bevolkingsrietcultuur in Nederlandsch-Indië* [蘭領インドの住民甘蔗栽培], Nijmegen: G.J. Thieme, 1925/A.A. Crince Le Roy, "Opkoop van bevolkingsriet in de afdeeling Malang" [マラン県における住民甘蔗の買い上げ], *Koloniale Studiën* [植民地研究], 1928-2, pp. 1-67.
 - (9) C. Geertz, "Culture and Social Change: The Indonesian Case," *Man*, Vol. 19, 1983, p. 519.
 - (10) マラン地方の砂糖きび栽培の、植民地期から現在までの発展過程を追究した次の著作をも参照。Aard J. Hartveld, *Raising Cane: Linkages, Organizations and Negotiations in Malang's Sugar Industry, East Java*, Delft: Eburon Publishers, 1996.
 - (11) 土地基本法制定の背景については、下記を参照。Iman Soetiknjo, *Proses Terjadinya UUPA: Peran serta Seksi Agraria Universitas Gadjah Mada* [土地基本法の形成過程——ガジャマダ大学土地問題セクションの役割], Yogyakarta: Gadjah Mada University Press, 1987. なお、土地基本法そのものについては、インドネシア語の解説書が多数存在する。
 - (12) この時期の共産党系農民運動の展開とその結末については、下記に総論的な記述がある。Rex Mortimer, *Indonesian Communism under Sukarno*, Ithaca: Cornell University Press, 1974, 特にCh. 7.
 - (13) 最近のインドネシアの土地紛争とそれに関連する諸問題については、次の論文集を参照。Noer Fauzi ed., *Tanah dan Pembangunan* [土地と開発], Jakarta: Pustaka Sinar Harapan, 1997.
 - (14) 加納啓良「農業の変容」(安中章夫・三平則夫編『現代インドネシアの政治と経済——スハルト政権の30年』アジア経済研究所, 1995年) 279~281ページ。